

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）の概要

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。

(1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体等の紹介等

(2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬

2. 予算額： 地域支援事業交付金1,942億円の内数(令和3年度予算額)

【負担割合】 国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

3. 市町村の取組状況： 1,660市町村(全市町村の95%)(令和2年4月1日現在)

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

① 成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 令和3年度予算（障害者関係）

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数（令和2年度：505億円、令和元年度：495億円）

※【市町村事業補助率】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

5. 事業実施状況（障害者関係）

令和2年4月1日現在 1,650市町村

※令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体含む。